

財務省告示第百五十二号

平成十六年三月三十日

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令第六条第一項の規定に基づき、独立行政法人造幣局が国庫納付金の見込額を納付するときの納付金の金額等を定める件

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十号)第六条第一項の規定に基づき、独立行政法人造幣局が国庫納付金の見込額を納付するときの納付金の金額等を次のように定める。

独立行政法人造幣局は、各事業年度において、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第十条第一項に規定する貨幣を販売した場合には、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十九条に基づき独立行政法人造幣局が定め財務大臣に届出された会計規程に従い、当該各事業年度の三月三十一日時点の当該貨幣の販売収入から当該貨幣の販売に要した費用を控除した金額の百分の八十に相当する金額を、当該各事業年度の翌事業年度の四月三十日までに国庫に納付するものとする。

財務大臣 谷垣 禎一